

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月17日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	千代田区
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	74-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/johosesaku/index.html

執行機関名 千代田区教育委員会

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	千代田区次世代育成に係る手当に関する条例(平成18年千代田区条例第14号)による次世代育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千代田区条例第30号) 別表第1 第3の項千代田区次世代育成に係る手当に関する条例(平成18年千代田区条例第14号)による次世代育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号) 第1条	千代田区次世代育成に係る手当に関する条例第1条、第7条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65条)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第1義的責任を有するという基本認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、妊娠した時から始まる次世代の育成に対し、ひろく手当を支給することによりこれを支援し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。 第7条 次代の社会を担う児童(国の同趣旨の手当受給対象者を除く。以下この章において同じ。)の健全な育成を支援するため、次世代育成手当を支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		千代田区次世代育成に係る手当に関する条例 千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則 区長の権限に属する事務の委任等に関する規則